

第 634 回 富津市定例農業委員会総会議事録

1 開催日時 令和 7 年 7 月 3 日（木）午後 4 時 00 分から午後 4 時 30 分

2 開催場所 富津市役所 4 階 401 会議室

3 出席委員（13 人）

1	鈴木 昇	2	澤邊 治之	3	丸 文浩	4	川口 寛市
		6	大塚 和行	7	渡邊 和巳	8	白井 和子
9	平野 弁一	10	佐久間 容	11	森田 泰彰	12	安田 和永
13	小柴 賢次郎	14	鈴木 伸江				

4 欠席委員（1 人）

5	稲村 耕一						
---	-------	--	--	--	--	--	--

5 事務局職員（3 人）

局長 牧野 常夫	係長 平野 重樹	書記 川崎 聡	
----------	----------	---------	--

会議の議案は次のとおり

議案第 1 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について

議案第 2 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について

議案第 3 号 農用地利用集積計画の決定について

専決処分報告について

第 634 回 富津市定例農業委員会

発言者	発言内容
局長（牧野）	<p>開会 午後 1 時 30 分</p> <p>皆様こんにちは。出席予定の委員の方々がすべてお揃いになりましたので、会議を始めさせていただきます。委員の皆様には、ご多用のところ第 634 回定例農業委員会総会にお集まりいただきまして誠にありがとうございます。</p>
局長	<p>開会に先立ちまして、本日の出席状況でございますが、5 番稲村委員が欠席で、委員 14 名中 13 名の出席となっております。</p> <p>従いまして、農業委員会会議規則第 6 条により本日の会議は成立いたします。それでは、会議を始めさせていただきます。</p> <p>会議の議長は、農業委員会会議規則第 4 条の規定により会長にお願いいたします。</p>
議長	<p>（議長挨拶）</p> <p>みなさん、こんにちは。（今回は暑気払い、歓送迎会で開始時間が変更。6/26 県の総会で全国農業会議所の講演有。今年から作況指数の廃止。地域計画について。284 万 ha の目標の半分近くが 70 歳代である。今後ますます荒廃する。その答えは出ていない。新規参入を増やすことについて。）</p> <p>本日は皆様方には大変お忙しい中、ご出席をいただきましてありがとうございます。これから会議を進めさせていただきたいと思えます。よろしくご協力のほどお願いいたします。</p>
議長	<p>（開会）</p> <p>ただ今から、第 634 回富津市定例農業委員会総会を開会いたします。着座にて会議を始めさせていただきます。</p> <p>（議事録署名人の指名）</p>

議長	<p>それでは、会議に入ります。農業委員会会議規則第13条によりまして、私の方から議事録署名委員を指名いたします。</p> <p>11番 森田委員、12番 安田委員を指名いたします。それでは、議事に入らせていただきます。</p> <p>【議案第1号】</p>
議長	<p>議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題といたします。</p> <p>議案第1号1番ですが、担当委員の現地調査及び説明を、2番 澤邊委員、お願いします。</p>
澤邊委員	<p>議案第1号1番の申請地を7月3日に確認しましたので、説明いたします。</p> <p>申請地の所在につきましては別添資料をご覧ください。</p> <p>古船山地蔵院 像法寺より南の方向約20mに位置する農地です。権利者は、都内の会社兼居宅を昨年、本申請地隣に移しており、自給自足の野菜栽培をしたいと考えていたところ、義務者が相続により取得した申請地を農地管理ができないとのことで、権利者に売却しようとするもので、売買による所有権移転の申請であります。</p> <p>営農計画としては、さつまいも、大豆、大根栽培を行う計画であります。</p>
議長	<p>担当委員の説明は終わりました。事務局補足説明をお願いします。</p>
事務局(川崎)	<p>ただいまの澤邊委員の説明に補足させていただきます。</p> <p>義務者は、相続により取得した農地ですが、農地管理等ができないことから売却先を探していたところ、農地脇に移住してきた権利者と話しがまとまり、売買による所有権移転の申請であります。</p> <p>申請地は、農振農用地区域外農地728㎡、耕作面積は新規就農者であることから0㎡ですが、移住後、庭先で家庭菜園を行っているとのこと。営農計画書では畑にて野菜栽培に必要な指導並びに地元の</p>

議長	<p>農業者より露地野菜について学び、許可となった場合、土壌整備から始めるとのことです。従農数は2人であります。</p> <p>農機具については耕運機、刈払機等を所有しております。</p> <p>収穫物の自家消費とし、残りは自宅前での販売を計画しております。</p> <p>労働力、技術力等問題ないと考えます。</p> <p>以上です</p> <p>事務局の説明は終わりました。質疑に入ります。ご質疑ございますか。(なし声)</p> <p>「質疑なし」ということですので、質疑を打ち切り採決に入ります。</p>
議長	<p>議案第1号1番につきまして、原案に賛成委員の挙手を求めます。挙手全員であります。</p> <p>よって議案第1号1番は承認されました。</p>
議長	<p>続いて、議案第1号2番ですが、こちらの担当委員は私ですので、現地調査及び説明をいたします。</p>
平野委員	<p>議案第1号2番の申請地を7月1日に確認しましたので、説明いたします。</p> <p>申請地の所在につきましては別添資料をご覧ください。</p> <p>富津市中央公民館より北西の方向約500mに位置する農地です。</p> <p>義務者は、相続により取得しましたが、遠方のため自ら耕作することが難しいとして、長年申請地を家庭菜園として耕作してくれている権利者に売却の申出をしたところ、承諾が得られたことから、売買による所有権移転の申請であります。</p> <p>登記上は田ですが、畑として季節野菜の栽培がされております。</p> <p>営農計画としましては、引き続き季節野菜の栽培を行う予定であります。</p>

議長	説明は以上です。事務局補足説明をお願いします。
事務局 (川崎)	<p>ただいまの平野委員の説明に補足させていただきます。</p> <p>義務者は、相続により取得した農地ですが、遠方のため自ら耕作することが難しいため、権利者により 10 年ほど前から家庭菜園とし、季節野菜が耕作されております。</p> <p>今回義務者は、財産整理を行うにあたり権利者に譲渡依頼をしたところ、承諾が得られたことから、売買による所有権移転の申請であります。</p> <p>申請地は、農振農用地区域外農地 165 m²、耕作面積は新規就農者であることから 0 m²、従農数は 3 人ですが、権利者の甥が東京農大に在学中のため、助言や手伝いも可能とのこと。</p> <p>労働力、技術力等問題ないと考えます。</p> <p>以上です</p>
議長	<p>事務局の説明は終わりました。質疑に入ります。ご質疑ございますか。(なし声)</p> <p>「質疑なし」ということでもありますので、質疑を打ち切り採決に入ります。</p> <p>議案第 1 号 2 番につきまして、原案に賛成委員の挙手を求めます。挙手全員であります。</p> <p>よって議案第 1 号 2 番は承認されました。</p> <p>【議案第 2 号】</p>
議長	<p>次に、議案第 2 号「農地法第 5 条の規定による許可申請について」を議題といたします。</p> <p>議案第 2 号 1 番ですが、担当委員の現地調査及び説明を、1 番鈴木昇委員をお願いします。</p>
鈴木昇委員	議案第 2 号 1 番について申請地を 7 月 3 日に確認しましたので、説

	<p>明いたします。</p> <p>申請地の所在につきましては別添資料をご覧ください。</p> <p>上後向谷集会より北東方向約100mに位置する農地であります。</p> <p>申請地は日光を遮断する障害物がなく、また、耕作予定のない農地であり、車や人通行に直接影響がなく、太陽光発電施設に適している土地であったことから、権利者との合意に至り、所有権移転を伴う転用申請をするものです。</p> <p>周辺農地には、影響がないよう計画されており問題はありません。</p> <p>以上です。</p>
議長	<p>担当委員の説明は終わりました。事務局補足説明をお願いします。</p>
事務局（平野）	<p>ただいまの鈴木昇委員の説明に補足させていただきます。</p> <p>農地区分に関しては、いずれも農業公共投資の対象となっていない小集団の生産力の低い農地であることから、第2種農地と判断されます。</p> <p>造成は整地のみ行い、埋め立てはありません。</p> <p>また、用水の引き込みはなく、汚水・雑排水の発生もありません。雨水は自然浸透としています。</p> <p>資金については、工事費に対し自己資金での支払となっており、添付書類から確認済みです。</p> <p>太陽光発電施設として利用するにあたり、立地基準、一般基準など全て満たしており、問題ないと考えます。</p> <p>以上です。</p>
議長	<p>事務局の説明は終わりました。質疑に入ります。ご質疑ございますか。（なし声）</p> <p>「質疑なし」ということですので、質疑を打ち切り採決に入ります。</p>
議長	<p>議案第2号3番につきまして、原案に賛成委員の挙手を求めます。</p>

議長	<p>挙手全員であります。</p> <p>よって議案第2号3番は承認されました。</p> <p>【議案第3号】</p> <p>次に、議案第3号「農用地利用集積計画等促進計画案について」を議題といたします。こちらは農地中間管理事業による集積計画となっております。</p> <p>それでは事務局から、説明をお願いします。</p>
事務局（川崎）	<p>議案第3号、農用地利用集積等促進計画案についてご説明いたします。</p> <p>本案件は、農地中間管理事業の促進に関する法律第19条第2項の規定により、農用地利用集積等促進計画案の作成及び公益社団法人千葉県園芸協会に提出するため、富津市長より農業委員会に対し意見を求めるため提出されたものであり、令和7年第5次の農地中間管理事業における農用地利用集積等促進計画案です。</p> <p>農地中間管理権の設定については、農地中間管理機構に権利の設定をする者（貸し手）（甲）、農地中間管理機構（乙）、農地中間管理機構から権利の設定を受ける者（借り手）（丙）からなっております。</p> <p>今回の利用権の設定の内容ですが、令和5年3月の定例会において、利用権の種類 賃借権、利用内容 田、期間10年の新規契約で、権利の設定を受ける者（借り手）■■■■で承認をし、中間管理機構で承認を得たものに対し、25筆を令和7年5月2日に、合意解約をし、期間10年間の残りの期間を耕作者（借り手・丙）の変更をしようとするものです。</p> <p>整理番号7-5-1 農地中間管理機構から権利の設定を受ける者（借り手・丙）■■■■、利用権の種類 賃借権、利用内容 田、期間 令和15年3月7日までの新規契約であります。</p> <p>以下、整理番号7-5-25まで、合計で貸し手15名、借り手1名、筆数25筆、面積40,670㎡であります。</p> <p>個々の設定内容は、利用権設定各筆明細のとおりでございます。</p>

<p>議長</p>	<p>お手元にお配りした参考資料として農地中間管理機構に権利の設定をするもの15名の明細であります。</p> <p>議案資料として5頁に賃借権の設定を受ける者1名の農業経営の状況でございます。</p> <p>今回設定を受ける土地の面積、事業に供している農用地の面積、農作業従事日数、農業従事者数及び、主な農機具の所有状況等を表にしたものであります。いずれも水稻の栽培を行う計画となっております。以上です。</p> <p>事務局の説明は終わりました。質疑に入ります。</p> <p>ご質疑ございますか。(なし声) 質疑なしということですので、質疑を打ち切り採決に入ります。</p> <p>議案第3号につきまして、原案に賛成委員の挙手を求めます。挙手全員であります。よって議案第3号は承認されました。</p>
<p>議長</p>	<p>【専決処分報告について】</p> <p>次に、市街化区域内にある農地の「専決処分報告について」を事務局長よりお願いします。</p>
<p>局長 (牧野)</p>	<p>専決処分についてご報告いたします。</p> <p>農地法第5条第1項第6号の規定による届出です。市街化区域内にある農地の権利移動9件です。</p> <p>1番から3番と7番と8番の合計5件については専用住宅用地として所有権移転するもので、面積は1番が242㎡、2番が222㎡、3番が241㎡、7番が1,175㎡、8番が241㎡です。</p> <p>4番については資材置場用地として所有権移転するもので、面積は1,318㎡です。</p> <p>5番と9番については駐車場用地として所有権移転するもので、面積は5番が53㎡、9番が49㎡です。</p> <p>6番については通路用地として所有権移転するもので、面積は0.51㎡です。</p>

議長	<p>これらの届出につきましては、添付書類も含め完備しておりましたので、事務局長専決により書類を受理いたしました。以上、報告させていただきます。</p> <p>事務局長の専決処分の報告は終わりました。以上で本日の案件はすべて終了いたしました。そのほかに、委員さんの方から何かありますか。事務局何かありますか。</p> <p>(平野：7/16の運営委員会について、申請資料の提出が間に合わないため、延期。)</p> <p>(平野：この後の歓送迎会について(かん七へのバスの案内))</p>
会長	<p>皆様には、慎重審議を賜りまして、ありがとうございました。なお、次回の農業委員会総会は、8月5日火曜日、場所は401会議室、時間は午後1時30分から開催いたします。</p> <p>本日の定例会は終了します。</p> <p>閉会 午後4時30分</p>